

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第十四号

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職務の級の分類に関する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>別表第一（第二条関係） 一 行政職給料表 イ・ロ（略） ハ 教育委員会</p>				<p>別表第一（第二条関係） 一 行政職給料表 イ・ロ（略） ハ 教育委員会</p>			
職務の級 (略)	基準となる職務 (略)	機関 (略)	職務 (略)	職務の級 (略)	基準となる職務 (略)	機関 (略)	職務 (略)
四級	1 参事又は課長代理の職務 2 地方機関の次長又は課長の職務	本庁	一 教員探用企画室長 二 部長 三 部長(略) 四 部活動改革推進室長 五 十五(略)	四級	1 参事又は課長代理の職務 2 地方機関の次長又は課長の職務	本庁	一 全国高等学校総合体育大会推進室長 二 二(略) 三 三 四 四 四 十四
二一又 二一五	(略)	(略)	(略)	二一又 二一五	(略)	(略)	(略)
<p>六 医療職給料表（一）</p>				<p>六 医療職給料表（一）</p>			
職務の級	基準となる職務	機関	職務	職務の級	基準となる職務	機関	職務
二級	1 地方機関の課長の職務 2 困難な医療業務に従事する医師又は歯科医師の職務	本庁 総合精神保健福祉センター	(略)	二級	1 地方機関の課長の職務 2 困難な医療業務に従事する医師又は歯科医師の職務	本庁 総合精神保健福祉センター	(略)
三級	1 地方機関の長の職務 2 本庁に勤務する職員の衛生管理業務に従事する医師の職務 3 地方機関の次長の職務 4 地方機関の困難な業務に従事する課長の職務	本庁	一 課長 二 健康指導 三 参事	三級	1 地方機関の長の職務 2 本庁に勤務する職員の衛生管理業務に従事する医師の職務 3 地方機関の次長の職務 4 地方機関の困難な業務に従事する課長の職務	本庁	課長

七一九 備考 (略)	四級		
	1 本庁の局長の職務	本庁	二 健康指
	2 規模の大きい地方機関の長の職務		三 導監 (略)
3 地方機関の困難な業務に従事する長の職務			
4 高度の知識経験に基づき、本庁に勤務する職員の衛生管理業務に従事する医師の職務	(略)		
	(略)		
七一九 備考 (略)	四級		
	1 本庁の局長の職務	本庁	一 部長
	2 規模の大きい地方機関の長の職務		二 (略)
3 地方機関の困難な業務に従事する長の職務			
4 高度の知識経験に基づき、本庁に勤務する職員の衛生管理業務に従事する医師の職務	(略)		
	(略)		

附 則

この人事委員会規則は、令和八年四月一日から施行する。